

資 料 編

目 次

1	門真市附属機関に関する条例（抜粋）	1
2	門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（抜粋）	2
3	市立小・中学校の校区再編及び適正配置について	5
4	門真市学校適正配置審議会 委員名簿	6
5	審議の経過（第4次審議会）	8
6	第1次審議会答申（平成12（2000）年3月）	10
7	第2次審議会答申（平成14（2002）年3月）	11
8	第3次審議会答申（平成20（2008）年12月）	14
9	適正配置事業の実績	16
10	門真市立小中学校の現状及び学級数見込み（第4回審議会資料）	17
11	児童・生徒数の推移と小・中学校の変遷（第4回及び第5回審議会資料）	19
12	小・中学校区図及び校区面積、校区人口、校区児童生徒数一覧（第4回審議会資料）	22
13	中学校区ごとの基本情報（第4回審議会資料）	24

1 門真市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

一部改正〔平成27年門真市条例4号・28年24号〕

（委任）

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

附 則（平成30年3月26日門真市条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
門真市学校適正配置審議会	門真市立小学校及び中学校の規模及び配置の適正化に関する必要な事項についての調査審議に関する事務

2 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 条例別表2の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

（委嘱又は任命）

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから門真市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及び副会長等）

第4条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、門真市教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、門真市英語

教育活動事業派遣事業者選定委員会及び門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会においては、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができないものとする。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成29年門真市教委規則4号〕

(部会)

第6条 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 前2条の規定は、部会について準用する。

- 3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

(関係者の出席等)

第7条 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

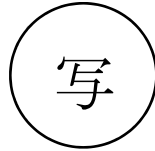
附 則 (平成30年3月26日門真市教委規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条—第4条関係）

名称	組織	委員の 定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当 機関
門真市学校適 正配置審議会	会長 副会長	20人以 内	(1) 学識経験者 (2) 市民の代表 (3) 学校関係者	2年	教育部教 育総務課

3 市立小・中学校の校区再編及び適正配置について



門 教 総 第 7 7 6 号
平成 31 年 2 月 21 日

門真市学校適正配置審議会
会 長 様

門真市教育委員会
教育長 久木元 秀平

市立小・中学校の適正配置・適正規模について（諮問）

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）別表2号の表門真市学校適正配置審議会の項の規定に基づき、下記の件について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 門真市学校適正配置審議会第3次答申における提言の再検討について
- 2 「小中一貫校」、「義務教育学校」等の考え方も含めた、今後の小・中学校のあり方について

4 門真市学校適正配置審議会 委員名簿

平成31年2月21日現在

	区 分	委員 氏名	役 職
1	〈会長〉 学識経験者	横山 俊祐	大阪市立大学大学院工学研究科 都市系専攻 教授
2	〈副会長〉 学識経験者	浦嶋 敏之	関西外国語大学 英語キャリア学部 教授
3	学識経験者	西 孝一郎	京都光華女子大学 こども教育学部こども教育学科 准教授
4	学識経験者	吉岡 眞知子	東大阪大学 副学長・こども学部 教授
5	市民の代表	松崎 淳子	公募市民
6	市民の代表	村上 香織	公募市民
7	市民の代表	大田 俊二	門真市自治連合会 会長
8	市民の代表	後藤 忠夫	門真市青少年指導員運営協議会 代表
9	市民の代表	日置 芳太郎	門真市青少年育成協議会連合会 会長
10	市民の代表	上村 梨恵	門真市PTA協議会 会長（兼中学校PTA代表）
11	市民の代表	濱崎 恵子	門真市PTA協議会 副会長（兼小学校PTA代表）
12	市民の代表	加藤 諭	門真市PTA協議会 会計（兼小学校PTA代表）
13	学校関係者	国吉 孝	五月田小学校校長
14	学校関係者	上甲 尚	門真はすはな中学校校長
15	学校関係者	岩佐 美奈子	四宮小学校教頭
16	学校関係者	黒石 美保子	砂子みなみこども園長

令和元年6月3日現在

	区 分	委員 氏名	役 職
1	〈会長〉 学識経験者	横山 俊祐	大阪市立大学大学院工学研究科 都市系専攻 教授
2	〈副会長〉 学識経験者	浦嶋 敏之	関西外国語大学 英語キャリア学部 教授
3	学識経験者	西 孝一郎	京都光華女子大学 こども教育学部こども教育学科 准教授
4	学識経験者	吉岡 眞知子	東大阪大学 副学長・こども学部 教授
5	市民の代表	松崎 淳子	公募市民
6	市民の代表	村上 香織	公募市民
7	市民の代表	大田 俊二	門真市自治連合会 会長
8	市民の代表	後藤 忠夫	門真市青少年指導員運営協議会 代表
9	市民の代表	日置 芳太郎	門真市青少年育成協議会連合会 会長
10	市民の代表	上村 梨恵	門真市PTA協議会 顧問（兼中学校PTA代表）
11	市民の代表	加藤 諭	門真市PTA協議会 会長（兼小学校PTA代表）
12	市民の代表	濱崎 恵子	門真市PTA協議会 副会長（兼小学校PTA代表）
13	学校関係者	国吉 孝	五月田小学校校長
14	学校関係者	上甲 尚	第二中学校校長
15	学校関係者	明智 威久	第四中学校教頭
16	学校関係者	清水 玉美	砂子みなみこども園長

5 審議の経過（第4次審議会）

審議会の開催日時・場所及び主な審議事項については次のとおりである。

- 第1回審議会 平成31（2019）年2月21日（木）
門真市役所本館2階 大会議室
 - 1. 会長・副会長の選出
 - 2. 会議の公開・非公開について
 - 3. 第3次門真市学校適正配置審議会 答申について
 - 4. 門真市魅力ある教育づくり審議会 答申について
 - 5. 小中一貫教育に関する制度について
 - 6. 児童・生徒数の状況について
 - 7. 門真市立学校施設の状況について
 - 8. 国が示す公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（要旨）について
 - 9. 北河内各市の学校適正配置の状況について
 - 10. 今後のスケジュールについて

- 第2回審議会 令和元（2019）年6月3日（月）
門真市役所本館2階 大会議室
 - 1. 第1回審議会の振り返り・確認について
 - 2. 今後のスケジュールと審議会の進め方について
 - 3. 門真の教育がめざす姿と学校施設のあり方について
 - 4. 門真の教育がめざす姿と小中一貫教育の推進について

- 第3回審議会 令和元（2019）年7月8日（月）
門真市役所本館2階 大会議室
※午前中に池田市立ほそごう学園（義務教育学校）を視察
 - 1. 前回議論の振り返り
 - 2. 門真のめざす教育の方向性と学校のあり方について

- 第4回審議会 令和元（2019）年8月21日（水）
門真市役所本館2階 大会議室
 - 1. 門真のめざす教育の方向性と学校のあり方について
 - 2. 門真の小中学校の現状について

3. 今後の議論について

- 第5回審議会 令和元（2019）年10月21日（月）
門真市役所本館2階 大会議室
 - 1. 門真のめざす教育の方向性と学校のあり方について
 - 2. 学校の適正配置について

- 第6回審議会 令和元（2019）年11月25日（月）
門真市役所本館2階 大会議室
 - 1. 学校の適正配置について

- 第7回審議会 令和2（2020）年1月30日（月）
門真市役所別館3階 第3会議室
 - 1. 答申（案）について
 - 2. 答申（案）－資料編－について

- 第8回審議会 令和2（2020）年●月■日（▲）
門真市役所

6 第1次審議会答申（平成12（2000）年3月）

【基本的提言】

- 1 基本的には小・中学校とも12～18学級の標準規模校が適正であると考え、19～24学級についても許容範囲として加えて、いわゆる中規模校（12～24学級）を適正規模とする。
- 2 児童・生徒の通学路の安全確保を重視する。
- 3 小学校単位で、中学校の通学区域を定めることが望ましい。
- 4 地域と学校の連携をさらに推し進める上で、これまでの、地域の自治会や社会教育団体等の活動と通学区域の関連を尊重すべきである。
- 5 自由校区は本来望ましいものではなく、廃止すべきである。
- 6 現行のとおり、市街化調整区域が市街化区域になるまでの期間は、指定変更を認める。
- 7 適正規模の基準から外れる学校は、改善すべき対象校とする。
- 8 通学区域を変更する場合は、在校生、保護者、地域住民の意向に配慮すること。
- 9 今後、法改正等により、学級規模に大幅な変更があった場合は、改めて検討の機会を設けること。
- 10 今後、第二京阪道路や都市計画等により、校区変更の必要性が生じ、適正規模の基準から外れる学校が出現する場合は、改めて検討の機会を設けること。

【具体的提言】

- 1 中央小学校と浜町小学校を統合する。
- 2 第一中学校と第六中学校を統合する。
- 3 北巢本小学校は、今後の動向を見きわめる必要があり、結論は再検討の機会に委ねる。
- 4 南小学校と水島小学校の統合については、教育上の問題等の課題解決が必要である。

7 第2次審議会答申（平成14（2002）年3月）

学校統合について

（1） 学校統合に対する基本的な考え方

- * 2校を統合して新たな学校をつくるという観点に立つ。
- * これからの教育改革に対応できる新しい時代にふさわしい施設、設備を備えた学校づくりを目指す。
- * 地域のコミュニケーションセンターとしての学校の役割については、関係者により協議を進める。

（2） 具体的提言について

【具体的提言1】 中央小学校と浜町小学校について

- * 浜町小学校の用地を使用する。

【具体的提言2】 第一中学校と第六中学校について

- * 第六中学校または小学校統合後の用地を使用する。

【具体的提言3】 北巢本小学校について

- * 第1次答申の趣旨を尊重し、一定の時期に再検討を行うこととする。

【具体的提言4】 南小学校と水島小学校について

- * 水島小学校の用地を使用する。
- * 当分の間、教育上の配慮が必要である。

校区編成について

（1） 校区編成に対する基本的な考え方

- * 第1次答申の基本的提言に基づき、下記項目に留意すること。
 - 1 児童・生徒の通学路の安全確保を重視する。
 - 2 小学校単位で、中学校の通学区域を定めることが望ましい。
 - 3 地域と学校の連携をさらに推し進める上で、これまでの、地域の自治会や社会教育団体等の活動と通学区域の関連を尊重すべきである。
 - 4 自由校区は本来望ましいものではなく、廃止すべきである。
 - 5 通学区域を変更する場合は、在校生、保護者、地域住民の意向に配慮すること。

(2) 自由校区について

- * 自由校区は廃止する。
 - ・ 松生町、深田町、柳田町、桑才新町（府道深野南寺方大阪線以南を除く）については、速見小学校区とする。
 - ・ 桑才新町（府道深野南寺方大阪線以南）、東田町、大字桑才、大字三番については二島小学校区とする。

(3) 中学校区の再編について

【校区再編の考え方】

※ 1 小学校の卒業生が2 中学校に分かれて進学する問題についての審議。

① 門真小学校区について

- * 元町については、第三中学校区とする。

② 二島小学校区について

- * 自由校区の廃止により、第七中学校へ進学することになり、解消する。

③ 中央小学校区について

- * 第一中学校と第六中学校の統合により、解消する。

④ 浜町小学校区について

- * 第一中学校と第六中学校の統合により、解消する。

⑤ 水島小学校区について

- * できるだけ早期に水島小学校区の大字三ッ島について、第四中学校区とするのが望ましい。

⑥ 大和田小学校区について

- * 常盤町、大橋町を第二中学校区とした場合、第七中学校の生徒数がかなり減少するという問題が生じる。また、大池町を第七中学校区とした場合、第二中学校区の中央に第七中学校校区の大池町が位置することとなる。

⑦ 東小学校区について

- * 府道八尾枚方線以西の江端町を第五中学校区とした場合、第五中学校の生徒がかなり増加するという問題が生じる。

以上の審議の中で、①から⑤までは、一定の結論に達した。

⑥、⑦については、通学路の安全面、第二京阪道路開通後の児童・生徒数の変化、また、小学校区の変更も含めて校区編成を視野に入れるべきかどうか、審議会においては、考慮すべき課題が多く結論を出すには至らなかった。

今後の動向も見た上で、早い時期に方向性が出せるよう、検討をお願いしたい。

8 第3次審議会答申（平成20（2008）年12月）

学校配置及び校区の再編についての基本的な考え方

- (1) 第1次及び第2次答申の尊重
- (2) 門真市小・中一貫教育推進プランに基づく再編
- (3) 市の財政事情の勘案
- (4) 地理的条件等の勘案

再編にあたって留意すべき事項

- (1) 再編統合対象校関係者への配慮
- (2) 通学上の安全の確保
- (3) 地域教育コミュニティの再編

具体的提言

- (1) 第二中学校校区、第七中学校校区の再編について
 - 1 常盤町及び大橋町（現第七中学校校区）は第二中学校校区とする。
- (2) 第四中学校校区、第五中学校校区の再編について
 - 1 江端町（現脇田小学校校区及び東小学校校区）は全域を脇田小学校校区とする。
- (3) 統合（第一、第六）新中学校校区内の小学校再編について
 - 1 新中学校校区内の小学校は、古川橋小学校と浜町中央小学校の2校とする。
 - 2 北小学校は、浜町中央小学校と門真小学校に分離統合し、北小学校校区の大阪中央環状線東側（向島町、月出町、泉町、松葉町）を浜町中央小学校校区及び新中学校校区、西側（堂山町、小路町）を門真小学校校区及び第三中学校校区とする。
- (4) 第五中学校校区内の小学校再編について
 - 1 第五中学校校区内の小学校は、現在の3校を再編し、新小学校2校を設置する。
 - 2 新小学校の校区は、次のとおりとする。

北側校区：北巢本小学校校区全域

四宮小学校校区の第二京阪道路及び国道163号の北側
巢本町

市道岸和田北15号線及び岸和田住宅西バス停西側道路
以北の北岸和田1丁目

南側校区：北側校区を除く第五中学校校区

3 新小学校の校地・校舎には、北側校区は現在の北巢本小学校、南側
校区は現在の東小学校の校地・校舎を活用する。

(5) 第二中学校校区内の小学校再編について

1 第二中学校校区内の小学校は2校とする。

2 小学校校区は国道163号を境界とする2校区とする。

3 国道163号南側の校区は現状どおり沖小学校を配置する。

4 国道163号北側の校区は大和田小学校と上野口小学校を統合し、新
小学校を配置する。

5 新小学校の校地・校舎には、現在のの上野口小学校の校地・校舎を活
用する。

9 適正配置事業の実績

第1次、第2次及び第3次審議会の答申を受け、門真市教育委員会において実施された適正配置事業は次のとおりである。

- ① 元町を第六中学校校区から第三中学校校区に変更
- ② 自由校区（松生町、深田町、柳田町、桑才新町、東田町、桑才、三番）を廃止
- ③ 南小学校と水島小学校を統合し砂子小学校を開校（平成17（2005）年4月開校）
- ④ 中央小学校と浜町小学校を統合し浜町中央小学校を開校（平成19（2007）年4月開校）
- ⑤ 第一中学校と第六中学校を統合し門真はすはな中学校を開校（平成24（2012）年4月開校）
- ⑥ 常盤町及び大橋町を第七中学校校区から第二中学校校区に変更
- ⑦ 北小学校と浜町中央小学校を統合し門真みらい小学校を開校（平成24（2012）年4月開校）

【小学校変遷】

校名、建築年度 ①校名 ②建築年度	令和元年 ①児童数(学級数) ②築年数 ③大規模からの年数		令和7年推計 ①児童数(学級数) ②築年数 ③大規模からの年数	
	児童数(学級数)	築年数	児童数(学級数)	築年数
門真小 S40年建築	452人(15)	築53年	332人(12)	築59年
北小				
中央小				
古川橋小 S40年建築	267人(12)	築53年	273人(11)	築59年
大和田小 S40年建築	255人(11)	築53年	194人(6)	築59年
二島小 S48年建築	287人(10)	築47年	230人(8)	築53年
四宮小 S40年建築	329人(12)	築47年	228人(8)	築53年
門真小 S40年建築	228人(9)	築42年	194人(7)	築48年
北島本小 S49年建築	162人(6)	築44年	142人(6)	築50年
水島小 S51年建築	437人(15)	築45年	305人(12)	築51年
門真小 S40年建築	506人(17)	築53年	366人(12)	築59年
藤田小 S47年建築	349人(12)	築35年	265人(11)	築41年
砂子小 S42年建築	428人(13)	築46年	312人(12)	築52年
水島小 S51年建築	171人(6)	築42年	51人(6)	築48年
水島小 S51年建築				

三校区
はまはな中
校区
二校区
七校区
五校区
四校区

【中学校変遷】

校名、建築年度 ①学校名 ②建築年度		令和元年 ①児童数(学級数) ②寮年数 ③大規模からの年数		令和7年推計 ①児童数(学級数) ②寮年数 ③大規模からの年数	
~1961	62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	492人(12) 築50年	377人(10) 築56年	第三中
~1961	62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	473人(12) 築7年	421人(11) 築13年	第三中
~1961	62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	441人(13) 築55年	370人(12) 築61年	第二中
~1961	62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	384人(10) 築41年	298人(9) 築47年	第七中
~1961	62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	499人(13) 築46年 大規模から4年	394人(11) 築53年 大規模から10年	第五中
~1961	62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	380人(10) 築46年 大規模から20年	280人(8) 築52年 大規模から26年	第四中
~1961	62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	H11,H12大規模	H27,H28大規模	第六中
~1961	62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	第三中 S44年建築	第三中 S44年建築	第三中
~1961	62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	第一中 (1947~)	第一中 (1947~)	第一中
~1961	62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	第二中 S39年建築	第二中 S39年建築	第二中
~1961	62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	第七中 S63年建築	第七中 S63年建築	第七中
~1961	62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	第五中 S48年建築	第五中 S48年建築	第五中
~1961	62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	第四中 S48年建築	第四中 S48年建築	第四中